

合併協議会だより

第2号

平成16年10月1日

編集・発行 / 田原市・渥美町合併協議会事務局

皆さんのご意見・ご質問をお待ちしています

住所 ● 田原市田原町南番場30番地1(田原市役所内)

ホームページ ● <http://gappei.idct.org>

メールアドレス ● tahara-atsumi@gappei.idct.org

TEL ● (0531) 23 - 3591 FAX ● (0531) 23 - 0180



第3回合併協議会（渥美町中央公民館）

合併の方式は「編入合併」
新市の名称は「田原市」で確認

8月31日、9月13日、それぞれ田原市役所と渥美町中央公民館多目的ホールで「第2・第3回田原市・渥美町合併協議会」を開催しました。

第2回協議会では、「合併の方式」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」、「議会議員の定数及び任期の取扱い」についての4項目が確認されました。

第3回協議会では、「財産及び債務の取扱い」、「地域審議会の取扱い」についての2項目が確認され、「新市建設計画」については、計画の骨子について報告をしました。

また、本協議会主催による「田原市・渥美町の合併による新市のまちづくり講演会」の開催日程等について報告をしました。

今回は、「第2・第3回田原市・渥美町合併協議会」で協議・確認された事項等について、その概要をお知らせします。

第2回
合併協議会の結果
8月31日(火)田原市役所

第2回の合併協議会では、議題として確認事項4項目、提案事項2項目が提出されました。

確認事項

(協定項目1) 合併の方式について

「渥美郡渥美町を廃し、その区域を田原市に編入する編入合併とする」ことで確認されました。

(協定項目3) 新市の名称について

「新市の名称は、田原市とする」ことで確認されました。

(協定項目4) 新市の事務所の位置について

「新市の事務所の位置は、田原市田原町南番場30番地1とする」ことで確認されました。

(協定項目6) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

「合併時に渥美町の議会議員は身分を失い、合併後、地方自治法第91

条第5項の規定に基づき定数を4人増加し、渥美町の区域を選挙区とする増員選挙を実施する」ことで確認されました。

《解説》

議会議員の定数及び任期

【現況】

議員数

田原市 26名

渥美町 18名

任期

田原市 平成19年2月2日

渥美町 平成19年4月29日

【調整内容】

田原市の現議員の身分に変更はありません。

渥美町の現議員は、合併と同時にその身分を失いますが、新市全体で地方自治法の上限30人を定数とし、渥美選挙区を設け、定数4人の増員選挙を実施することになります。

なお、任期は田原市の現議員と同じ平成19年2月2日となります。

提案事項

(協定項目5) 財産及び債務の取扱いについて

(協定項目24) 地域審議会の取扱いについて
以上2項目が提案され、次回の協議会で確認事項として協議されます。

第3回
合併協議会の結果
9月13日(月)渥美町中央公民館

第3回の合併協議会では、議題として確認事項2項目、提案事項5項目が提出されました。

確認事項

(協定項目5) 財産及び債務の取扱いについて

「渥美町の所有する財産及び債務は、すべて田原市に引き継ぐものとする。ただし、基金については、類

似のものを田原市の基金に統合し、渥美町農業集落家庭排水処理施設設置事業基金は合併時に廃止するものとする」ことで確認されました。

(協定項目24) 地域審議会の取扱いについて

「市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づき、合併

前の渥美町の区域を対象とする地域審議会を設置する」ことで確認されました。

《解説》

地域審議会について

地域審議会とは、合併により行政区域が拡大し、地域住民の意見が市町村の施策に反映されにくくなるという懸念に対応するため、合併後の新市町村長の諮問機関として位置付けられます。

【調整内容】

・設置期間

合併日から平成21年3月31日とする。

・所掌事務

・新市建設計画の変更に關する事項

・新市建設計画の進捗状況に關する事項

・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項

・右記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

・組織

地域審議会は、委員10人以内で組織し、合併前の渥美町の区域に住所を有する者で、自治組織代表、社会教育及び学校教育の団体に属する者等を市長が任命します。

合併協定項目

平成16年9月13日現在

項目	状況
1 合併の方式	
2 合併の期日	
3 新市の名称	
4 新市の事務所の位置	
5 財産及び債務の取扱い	
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	
8 地方税の取扱い	
9 一般職の職員の身分の取扱い	
10 特別職の身分の取扱い	
11 条例・規則等の取扱い	
12 事務組織及び機構の取扱い	
13 一部事務組合等の取扱い	
14 使用料、手数料等の取扱い	
15 諮問機関等の取扱い	
16 補助金・交付金等の取扱い	
17 町名・字名の取扱い	
18 慣行の取扱い	
19 国民健康保険事業の取扱い	
20 介護保険事業の取扱い	
21 消防団の取扱い	
22 行政区の取扱い	
23 公共的団体等の取扱い	
24 地域審議会の取扱い	
25 各種事務事業の取扱い	
26 新市建設計画	

=基本方針が確認された項目
=現在協議中の項目

田原市・渥美町合併協議会 開催日程

合併協議会	開催日	開催場所	開催時間
第5回	16.10.8(金)	田原市	13:30
第6回	16.11.11(木)	渥美町	13:30

開催場所、日時については、変更することがあります。

まちづくり講演会 開催日程

第2回 テーマ
「今ふるさとを想う」～変わる時代の流れ～
日時：平成16年10月8日(金)
開場 18:00 開演 18:30
会場：渥美町文化会館文化ホール
講師：高千穂大学客員教授
山本雄二郎氏

その他

新市建設計画の骨子について
当協議会が作成する新市建設計画
についての骨子が示されました。

- ・ 新市道路ネットワークの整備
- ・ 特徴的ゾーンの整備
- ・ 地区拠点の整備
- ・ 土地利用の方向性

新市の概況として、人口は6万5千人。名古屋市を除く県内87市町村のうち24位となります。新市の農業産出額は768億円。豊橋市を抜いて全国1位となります。また、工業

と提案されました。
以上5項目が提案され、次回の協議会で確認事項として協議されます。

- ・ 人口動態の見通し
- ・ 地域の課題
- 第2章 基本方針
- ・ 新市の将来像
- ・ 施策の体系

【計画策定の方針】
計画期間は、平成17年度及びこれに続く10年度間とします。
【主要指標】
新市の概況として、人口は6万5千人。名古屋市を除く県内87市町村のうち24位となります。新市の農業産出額は768億円。豊橋市を抜いて全国1位となります。また、工業

2 簡素で効率的な組織・機構
現在の渥美町役場については、支所として存続させるものとする。

(仮称)
田原市・渥美町まちづくり推進計画
序章
合併の必要性
計画策定の方針
第1章 新市の概況
主要指標
概況
人口動態の見通し
地域の課題

第4章 新市の施策
新市の主要施策
新市の戦略プロジェクト
地域経営
第5章 新市における愛知県事業の推進
第6章 公共施設の統合整備
第7章 財政計画

の分野の製造品出荷額等は、1兆6、631億円。県内3位、全国14位に位置します。
【新市の将来都市像】
新市の将来都市像としては、田原町と赤羽根町との合併時と同様に「うるおいと活力のある田園共生都市(ガーデンシティ)」とし、豊かな自然と活性化された経済活動、生き生きとした住民生活、自治体としての自立といったような力強いイメージを併せ持ち、経済自立、住民自治による協働や環境循環の社会システムができるような都市を目指します。

提案事項

(協定項目8) 地方税の取扱いについて

「地方税の取扱いについては、田原市の制度に統一する。ただし、都市計画税及び国民健康保険税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の地方税に関する特例の規定を適用し、次のとおり取り扱うものとする。

1 都市計画税については、合併年度及びその翌年度は、現行のとおりとする。

2 国民健康保険税については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度調整し統一する。」と提案されました。

《解説》

地方税の取扱い

都市計画税

都市計画区域のうち、原則として市街化区域内の土地や家屋の所有者に係る目的税で、一定の市町村が行なう都市計画事業や土地画整理事業に要する費用に充てられます。田原市(旧赤羽根町は平成18年度から)の

み課税しており、税率は0.25% (制限税率0.3%) となっています。

国民健康保険税

国民健康保険に係る費用に充てるために課する目的税で、国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主が納税義務者となります。保険税は、その年の保険事業に必要な費用総額から補助金を差し引いた残りの額を被保険者が負担するもので、両市町とも4方式(所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割)で、毎年算定しています。したがって、被保険者の所得等により税額が異なります。また、両市町とも介護保険の納付金に係る税額も同様に計算し、合わせて課税しています。

(協定項目9) 一般職の職員の身分の取扱いについて

1 渥美町の一般職の職員は、すべて田原市の職員として引き継ぐものとする。

2 渥美町の一般職の職員の給与、任免、配置その他の身分の取扱いについては、田原市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。

3 職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。」と提案されました。

委員からの質疑

Q 定員適正化計画の目標年度、目標職員数など現段階で試算などがあれば教えてほしい。

A 定員適正化の目標年度につきましては、人件費を左右するもので、新市建設計画の根拠となる財政計画や合併後の総合計画とも密接に関係してきますので、これらの計画期間である平成27年度を目標とすることが適当と考えています。

次に目標職員数につきまして は、合併後の新市の人口と産業構造を基準にした類似団体別職員数や自治体の行政需要に密接に関係する様々な指標と職員数との関係を分析し職員数を算出した定員モデルを活用し、試算してみますと、合併後の職員数849名は、概ね150名から200名程度が多いと想定されます。

(協定項目10) 特別職の身分の取扱いについて

「渥美町の常勤の特別職(教育長を含む。)の職員の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする」と提案されました。

(協定項目11) 条例・規則等の取扱いについて

「田原市の条例・規則を適用するものとする。ただし、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に係る条例・規則については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする」と提案されました。

(協定項目12) 事務組織及び機構の取扱いについて

1 新市の事務組織及び機構は、次の方針に基づき整備する。
 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
 住民の声を適正に反映できる組織・機構
 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構